

令和5年度 小樽市立長橋小学校いじめ防止基本方針

令和4年9月1日改訂

いじめ防止基本方針を定める意義

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- いじめはいつでもどの子にも起こりうることを共通認識とし、学校全体で対応する。
- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、組織的に適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

1 「いじめ」とは（法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当る。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じた「いじめ」など、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童」や「海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童」、「家族や本人が新型コロナウイルス感染症に感染し

た児童」等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

2 いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

3 いじめを未然に防止するために

<児童に対して>

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかげがえの無い存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<教職員集団として>

- ・ いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・ 児童一人一人の変化に気づく、敏感な感覚を持つように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。

- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。
- ・ 配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の適切な指導を行う。
- ・ 特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援、保護者との連携、周囲の児童に対する指導を行う。

<学校全体として>

- ・ 児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・ いじめに関するアンケート調査を実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、PTA運営委員会、学校評議員会で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・ いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。いじめたとされる児童に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。

4 「いじめ」の早期発見・早期対応

<早期発見にむけて…「変化に気づく」>

- ・ いじめ防止基本方針に情報共有の手段や共有すべき内容を明記する。
- ・ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えられるようにするとともに、いじめの事実を早期に学校、家庭、関係機関等に知らせることを促す指導をする。
- ・ 児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していかうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる…「誰にでも」>

- ・ いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。

- ・ いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。
〈早期の解決を…「傷口は小さいうちに」〉
- ・ 教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まずいじめることをやめさせる。
- ・ いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携を図る。

5 再発防止の手立て

(1) いじめられた児童への対応

- ・ いじめを継続させないように、全教職員で見守る体勢を確立する。
- ・ 担任だけではなく、養護教諭、スクールカウンセラーなど様々な諸君と連携して、児童の心のケアを進める。
- ・ 席替えなどの児童の立場に立った指導の工夫を講じる。

(2) いじめた児童への対応

- ・ いじめは絶対に許されないことであることを改めて指導し、観察する。
- ・ 自己の行為を考えさせ、相手の痛みを理解させるように指導し、観察する。

(3) 学級・学年全体への指導

- ・ はやしたてたり、傍観したりすることは、いじめ同様許されないことを理解させる。
- ・ いじめを大人に伝えることは、正しい行為であることを理解させる。
- ・ ロールプレイ等で自分が被害者だったらどのような気持ちになるか体験させる。

(4) 保護者への対応

- ・ いじめられた児童・いじめた児童双方の保護者と定期的に連絡をとり、状況の把握に努める。

6 インターネットによるいじめに対する対策について

〈未然防止について〉

- ・ 年度当初に、インターネット等情報機器の活用は保護者の管理下で行い、トラブルが発生した場合にはその責任は保護者が負うことを確認する。
- 年度当初に、インターネット等情報機器の活用は保護者の管理下で行い、トラブルが発生した場合には保護者と学校、必要に応じて関係機関と連携して解決を図ることを伝える。
- ・ 学級懇談の機会や資料配付などを通して、保護者に対して適切な情報機器の活用の仕方や情報モラルなどについて啓発を行う。
- ・ 3年生以上で「情報モラル教室」を行い、情報モラルやネットいじめの防止についての指導を行う。また、全学年で学級活動や総合的な学習の時間、特別の教科「道徳」の授業でも指導を行う。

〈早期発見・早期対応について〉

- ・ インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携し対処する。
- ・ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、関係機関への協力や援助を求め、早急に削除等の措置をとる。

7 重大事案が発生した場合の対応について

〈重大事案のおさえについて〉

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
- ・児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき

〈重大事案発生時の対応について〉

- ・教育委員会に第一報を速やかに報告し、事実関係を明確にするために、自発的・応対的に詳細な調査を実施する。

8 いじめ対策校内組織について

○いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。

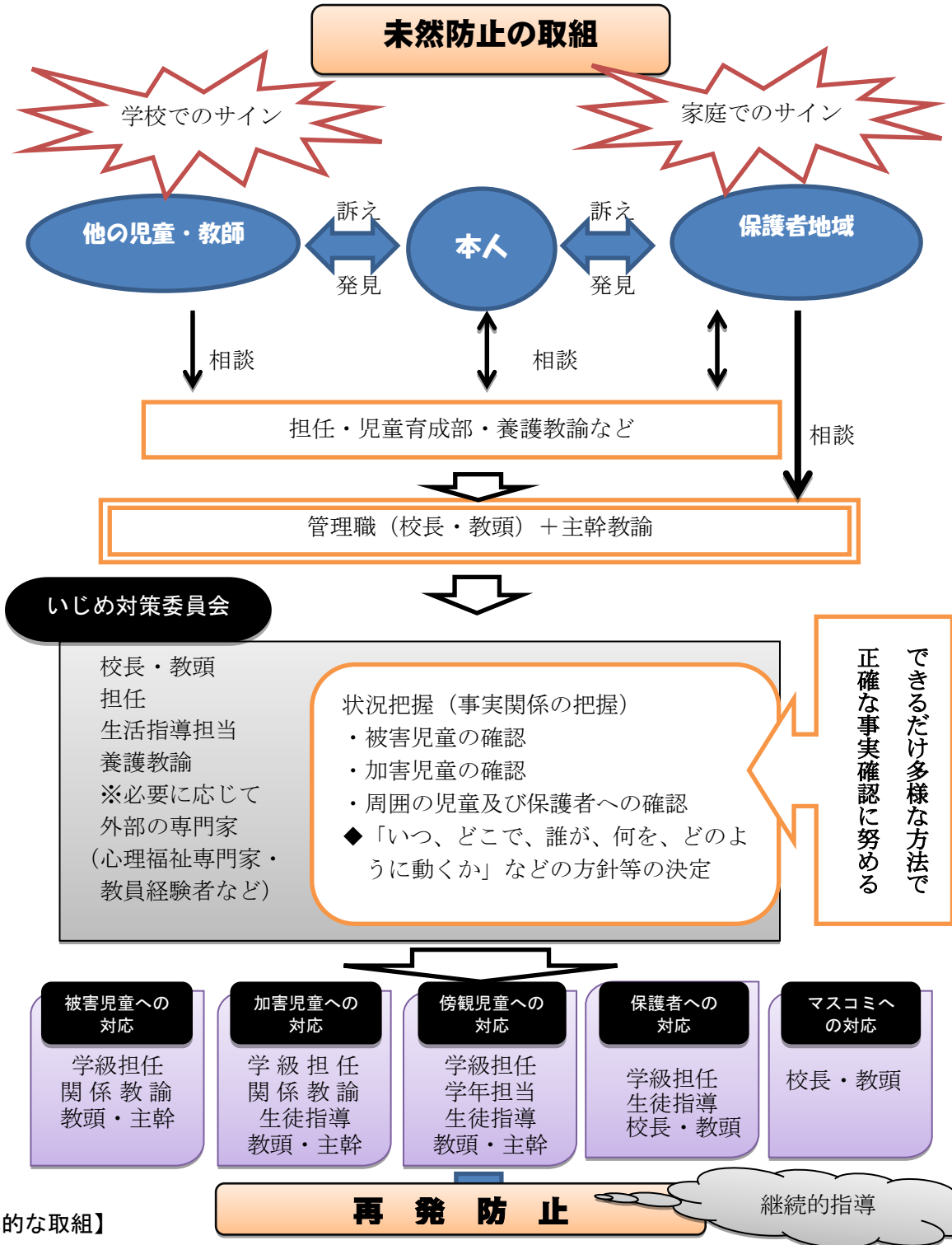
○心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる組織とする。
- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有する。
- ・ いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童に対する アンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・ いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（P D C Aサイクルの実行を含む。）
- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容が児童や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う。
- ・ 被害児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う。

7 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・ いじめの事実を確認した場合の小樽市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、小樽市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・ 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、P T Aや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願う。

【いじめ対策に係る校内組織体制】



【具体的な取組】

- ①いじめアンケートの取組～5月、10月
- ②いじめに関する校内研修～本委員会で実施
- ③学級懇談等での啓発
- ④3年生以上の情報モラル教室の実施、学級活動、総合的な学習の時間、特別の教科「道徳」での指導
- ④いじめ問題についての取組～児童会 いじめ防止サミットへの参加
- ⑤いじめ標語づくり～絆づくりメッセージコンクールへの参加
- ⑥相談体制の確立～スクールカウンセラー来校の周知
- ⑦PTA 運営委員会での周知、リーフレットの配付